

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） 出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成29年第2回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会第68回定期総会において、前議長の小笠原稔さんが議長在職7年以上により自治功労者表彰を受けられました。引退されましたが、ますますのご健勝をご祈念申し上げ、ご紹介いたします。おめでとうございます。

今期定例会において、2月22日開催の議会運営委員会までに受理した陳情はお手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第1号 地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情は産業教育委員会に、それから陳情第2号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情は総務福祉常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程２、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員長（樫谷竹治君） おはようございます。

平成29年第２回小坂町議会定例会について、２月22日、議会運営委員会を開催いたしました。本定例会に係る案件は、平成29年度当初予算案11件、平成29年度特別会計への繰入案１件、小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更案１件、条例の制定１件、廃止２件、一部改正７件の条例関係10件、規約の変更１件、指定管理者の指定案３件、平成28年度補正予算案９件の議案36件、陳情２件であります。

また、一般質問の通告は３名でありました。

したがって、会期は、本日３月１日を初日とし本会議、２日、一般質問、終了後常任委員会委員会、３日から５日は休会、６日から８日に予算特別委員会、終了後、議会運営委員会、９日から13日は休会、３月14日最終日、本会議とする14日間と運営委員会として提案いたします。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から３月14日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は14日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君） 日程第３、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長からの発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第2回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄大変お忙しい中ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

本日提出いたします議案は、平成29年度当初予算及び平成28年度補正予算など予算関係21件、計画の変更1件、条例の一部改正及び廃止10件、一部事務組合規約の変更1件、指定管理者の指定3件の計36件であります。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、12月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

平成29年産米の生産数量目標についてご報告申し上げます。

国から示された秋田県への平成29年産米生産数量目標は、昨年と比べ1.1%の減となる40万8,644 tに減少し、また、小坂町への配分は、昨年に比べ3.1%の減となる1,251 tとなりました。

この配分の結果を踏まえ、国の交付金制度への参加要件、県産米の需給バランスの正常化といった観点から、鹿角地域農業再生協議会での協議の結果として、農家の皆様には44.63%の転作率にご協力をお願いすることといたしました。

なお、現在の配分の基礎となっている転作率の県内の市町村間格差の調整については、米の生産数量目標に関する専門部会において平成29年度まで実施することとなっており、平成28年度の4.2ポイントから2.8ポイントに変更されております。

なお、生産数量目標の配分については平成29年産までで終了し、平成30年産から、行政による配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行えるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む内容に米政策の見直しが決定されております。

T P Pなど経済貿易政策の見直し等による国内農業の保全及び育成対策として、国内農業振興対策強化の観点から、ハード・ソフトの両面から国は農業の追加政策を打ち出してくると思われますので、町ではその情報把握に努め、当町農業に有効な制度の活用に向けて、担い手農家の方々に詳細を周知しながら、その活用推進のため、関係機関とともに取り組んでまいります。

以上で町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

○教育長（熊谷隆益君） おはようございます。

教育行政について報告申し上げます。

スキー大会等での町内小・中学校児童・生徒の活躍についてであります。

スキーシーズンの幕あけは、昨年同様、雪不足によりKOSAKAアカシアスプリント大会や鹿角中学校スキー大会が中止となったものの、1月12日から15日まで花輪スキー場で開催された秋田県中学校スキー大会では、小坂中学校スキー部が大活躍してくれました。

満を持して臨んだクロスカントリー女子3kmクラシカルでは、3年の本田千佳さんが見事2連覇を、また、2位には2年の澤田羽夏さんが入るというすばらしい成績を上げました。次に挑んだ女子3kmフリーでも、本田千佳さんが圧勝し、距離2冠に輝くとともに、澤田羽夏さんも2位に入り、来年の活躍が期待される結果を残しました。また、複合でも、2年の木村航大さんが6位入賞という結果を残しました。

2年の高橋菜々さんと3人で臨んだ最終日の女子リレーでは、接戦の末、惜しくも2位という結果となりましたが、小坂中学校は2年連続女子総合優勝という快挙をなし遂げてくれました。また、男子リレーチームも6位入賞を果たしました。

1月25日から福島県猪苗代町で開催された東北中学校スキー大会では、女子3kmフリーで本田千佳さんが頂点に立ち、女子3kmクラシカルでは本田千佳さんが優勝し距離2冠に、澤田羽夏さんも準優勝に輝きました。さらに、最終日の女子リレーでも、東北4位という好成績を残しました。

本田さん、澤田さん、木村さんの3人は、2月2日から山形県真室川町で開催された全国大会にも駒を進め、本田さんが出場した女子リレー秋田チームが4位入賞を果たすなど、すばらしい活躍を見せてくれました。

1月28日に花輪スキー場で行われた鹿角小学校スキー大会では、5年女子3kmクラシカルで金丸典加さんが優勝、本田桜さんが3位、6年女子では細越遥奈さんが準優勝、女子リレーも2位に入るなど、好成績を残しました。また、アルペン競技でも、5年女子大回転で佐々木紅葉さんが優勝、池田静奈さんが3位に入るなど、アルペン競技、距離競技とも多数の入賞者を出しました。

町内の児童・生徒は、今シーズンも、保護者や地域の皆様、指導者の方々のご協力により、すばらしい成績を残すことができました。小坂高校スキー部の活躍もあり、連日のように「小坂」の名前が紙面をにぎわし、小坂町がスキーの町として輝き続けていることにうれしさと誇らしさを感じずにはられません。

教育委員会では、小・中学校での生活やスポーツ少年団、部活動を通じて、「努力、気力、体力」の校訓のもと、自信と気概を持ち、知・徳・体を調和よく身につけ、主体的に行動する児童・生徒を育成するため、今後とも学校教育のますますの充実を図ってまいります。

以上をもちまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告を終了いたします。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第４、議案第４号 小坂町簡易水道事業を小坂町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第４号 小坂町簡易水道事業を小坂町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町簡易水道事業特別会計は、給水人口５,０００人以下の地域に安全で安心な水道水を供給することを目的に設置してまいりました。

簡易水道事業は、事業規模が小さいことから、経営基盤が脆弱であります。地域住民に対するサービス水準の維持向上等を図る観点から、財務・技術基盤を強化していくためには、事業の統合による効率的な経営体制の確立が求められていました。また、平成２７年１月２７日付の総務大臣通知により、住民生活に密着したサービスを提供している簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、上水道事業への移行について重点的に取り組むよう要請されてきました。このことから、簡易水道事業を廃止して水道事業へ統合するために、関係条例の整理に関する条例制定を行うものであります。

今後は、町全体を１つの水道事業として、地方公営企業法に基づき、中長期的な観点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでまいりたいと存じます。

詳細につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、詳細につきまして説明をさせていただきたいと思います。

初めに、本条例につきましては、事業統合に伴う関係条例が複数にわたることから、関係する5つの条例の一部改正、廃止を一括して整理するため、設定するものであります。

それでは、第1条の課設置条例の一部改正について説明をいたします。

議案審議の参考1ページをお開きください。

事業の統合に伴い、右側、旧の（4）建設課の地分文章から、「キ、簡易水道に関する」とを削除し、その下、「ク、その他」が左側の新では「キ」に繰り上がるものです。

次に、第2条、小坂町特別会計条例の一部改正は、右側、旧の第1条、「（1）小坂町簡易水道事業特別会計簡易水道事業」を削除し、左側の新では一つずつ繰り上がるものです。

第3条、小坂町簡易水道設置条例の廃止は、廃止に伴い、全部削除するものであります。

3ページの第4条、小坂町給水条例の一部改正は、右側、旧の第1条及び第2条の条文中、「上水道」の表記を「水道」に改め、簡易水道事業に係る表記を全部削除したものであります。

また、4ページの別表第1では、右側、旧の「料金」を、左側新では「水道料金」に改め、その下、旧の「1、上水道」を削除いたしました。その下、表中では、旧の「団体用、I C用」を、左側新では「団体用、I C・P A用」に改めております。表下のただし書きでは、右側、旧の「2、簡易水道」以下を削除したことで、左側、新では、「野口、若木立」をただし書き適用区域の中に加えて一本化しております。

5ページの第5条、小坂町水道事業等布設工事監督者の資格基準等を定める条例の一部改正は、題名を「小坂町水道事業等」から「小坂町水道事業」に改め、旧の第3条第2項を削り、第4条第1項第1号中「簡易水道以外の」と、同条第2項を削除したものであります。

以上、簡単ですが、条例の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第4号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第5号 小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第5号 小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町では、過疎地域自立促進特別措置法第6条に基づき、平成28年度から平成32年度までの5カ年の小坂町過疎地域自立促進計画を策定し、総合的、計画的な過疎対策事業を講じているところであります。

今回の一部変更は、小坂町内のテレビ難視聴地域において、共同受信施設組合を組織し、施設の維持管理を行っていますが、共同受信施設等を整備してから20年以上が経過し、老朽化による施設更新等が求められています。そこで、共同受信施設の更新、移設等に係る経費について、共同受信施設組合に対して一部助成を行うことで安定した通信環境が確保されるものであります。

今回追加しようとする事業は、平成29年度予算案に計上し、過疎対策事業債のソフト分の充当を予定しているものであります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 新年度予算への計上に当たり、小坂町過疎地域自立促進計画へ新たに登載が必要な事業がありますので、その内容について説明いたします。

議案審議の参考7ページと8ページにその内容を掲載していますので、あわせてごらん願います。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の項目の過疎地域自立促進特別事業と

して、「テレビ共同受信施設組合を事業主体とするテレビ共同受信施設整備事業」を加えるものです。

デジタル放送のテレビ難視聴地域において、町長の説明にもありましたように、組合が共同受信施設を整備し、維持管理しているところですが、老朽化による機器設備の更新等が必要となってきました。これまでもその更新費用の一部を町が補助してきたところですが、今後、十和田湖地区及び大地地区等での整備において多額の必要が発生する見込みであります。そこで、本事業は過疎対策に資するものであり、過疎計画に本事業を計上することにより、その補助金の財源として過疎対策債ソフト分の充当が可能となることから、この記述を加えるものであります。

平成29年度予算にあっては、十和田湖地区での光通信環境整備に伴い、テレビ共聴用ケーブルを併設したことから、それからの引き込み工事を実施する共同受信組合に対する補助金557万5,000円を計上しており、その財源として過疎対策債550万円を充当しています。

以上で、小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更の内容についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号～議案第 16 号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第 6、議案第 6 号 平成29年度小坂町一般会計予算、日程第 7、議案第 7 号 平成29年度小坂町国民健康保険特別会計予算、日程第 8、議案第 8 号 平成29年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 9、議案第 9 号 平成29年度小坂町介護保険特別会計予算、日程第10、議案第10号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計予算、日程第11、議案第11号 平成29年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、日程第12、議案第12号 平成29年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算、日程第13、議案第13号 平成29年度小坂町文化基金特別会計予算、日程第14、議案第14号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計予算、日程第15、議案第15号 平成29年度小坂町小坂財産区特別会計予算、日程第16、議案第16号 平成29年度小坂町水道事業会計予算を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、それぞれの議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読は省略することに決定いたしました。

町長から小坂町行財政の大要及び提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第 6 号から議案第16号までの提案理由の説明とあわせ、平成29年度小坂町行財政の大要を申し上げます。

国では、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現のための子育て、介護や成長戦略の鍵となる研究開発などに必要な予算措置を講じているほか、経済・財政再生計画に沿った歳出改革等を着実に実行する平成29年度予算を編成しております。

また、国内の景気動向は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いています。今後においても、平成28年 8 月に取りまとめた未来への投資を実現する経済対策等の効果もあって、緩やかに回復していくことが見込まれております。

当町において、平成29年度は第 5 次総合計画の後期基本計画 2 年目に当たり、重点プロジェクトである定住促進、地元産業間の連携による地域活性化、安全・安心な暮らし、地域づ

くりには引き続き取り組んでまいります。

平成24年度から実施してきた明治百年通りにぎわいづくりプロジェクト事業は平成28年度でほぼ終了して、新しい観光形態として注目されるまちなか観光の実現が期待されるほか、町特産のブドウの加工、販売を行うワイナリー建設が本格化するなど、小坂町にとって「“ひと”と“まち”が輝く 躍動する小坂」に向けた飛躍の一年となります。

私の任期が4月11日をもって満了し、改選期に当たりますことから、町民生活に必要な事業や義務的経費、継続的な事業を主体とし、政策的な経費を極力除いた骨格予算を基本として編成いたしました。しかしながら、その緊急性等を勘案し、小坂町交流センター・セパームの改修及び駐車場整備、定住促進住宅建設等に関する事業費は当初予算に計上しております。

その結果、一般会計予算案の総額は40億800万円となり、前年度当初予算対比で7,900万円、1.9%の減となりました。特別会計は9会計で、予算案の総額は19億9,854万8,000円、前年度当初予算対比で5億479万7,000円、20.2%の減となりました。そのほか、水道事業会計の予算を編成し、提案した次第であります。

それでは、平成29年度一般会計予算案及び特別会計予算案について、議案の順に概要を申し上げます。

まず、一般会計の歳入について説明いたします。

町税は、法人町民税において、円高等の影響による今後の減収が予想されることから1億1,487万円の減とし、町税全体では前年度当初予算対比9,825万5,000円、13.9%の減として計上いたしました。

地方譲与税の地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税については、国の地方財政対策等に基づき、その額を推計しております。

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、平成28年度交付見込み額及び国の地方財政対策等で示された方針をもとに算定いたしました。

普通交付税は、国の地方財政対策において地方公共団体へ配分される額が昨年度対比で2.2%の減となっております。当町の場合、その算定に用いる法人税割の減収が大きいこと、過疎対策事業債の償還額が大幅にふえることを勘案して、当初予算には前年度当初予算比較で1億円増の15億円を計上いたしました。

なお、特別交付税は、前年度と同額の2億円を計上しております。

このほか、分担金及び負担金は、前年度当初予算対比で133万4,000円、8.5%の増となっております。

使用料及び手数料は、小坂鉄道レールパークの指定管理による減などにより、全体で前年度当初予算対比2,464万9,000円、32.9%の減となりました。

国・県支出金では、明治百年通りにぎわいづくりプロジェクト事業の終了や臨時福祉給付金給付事業費の減により国庫補助金が大幅に減少となりましたが、小坂町交流センター・セパーム内にある放課後児童クラブの活用スペースの改修に伴う県補助金が新たに交付されることから、全体で5,474万6,000円、10.3%の減となっております。

繰入金は、財源調整として財政調整基金及び減債基金を取り崩しているほか、康楽館運営基金の一部を設備更新経費に充当しております。また、未来創生基金の一部を観光資源整備事業に充当し、全体で前年度当初予算対比で6,243万3,000円、17.5%の増となっております。

町債は、町道整備や定住促進住宅整備事業等により、発行額は3億5,000万円となっております。

交付税の振替である臨時財政対策債が、国の地方財政対策において市町村分が6.8%の増と示されましたが、前年度当初予算と同額の1億1,000万円を計上しております。

また、教育・福祉施設等整備事業債として、永楽町地区流雪溝設置事業800万円、過疎対策事業債として、道路橋りょう整備事業、定住促進住宅整備事業、医師確保対策事業、危険老朽空き家除却事業など1億8,680万円、秋田県市町村振興資金の自立元気枠として、街灯LED化事業、定住促進住宅整備事業4,520万円を計上いたしました。

次に、歳出予算の性質別経費の状況であります。人件費、物件費、維持補修費、扶助費などの消費的経費が23億9,584万7,000円、全体の59.8%を占めております。これは、前年度当初予算と比較すると2,129万2,000円、0.9%の減となっております。

投資的経費は5億2,548万3,000円で、全体の13.1%を占め、前年度当初予算と比較し7,244万3,000円、12.1%の減となっております。

その他経費は10億8,667万円、全体の27.1%で、前年度当初予算と比べると1,473万5,000円、1.4%の増となっております。

それでは、一般会計の歳出予算内容の主なものについて、款を追って説明させていただきます。

1 款議会費であります。

報酬等の予算計上は、12議員で編成しております。地方議会議員年金制度廃止に伴う公費負担として1,257万7,000円、また、議会活動において町民との信頼関係を深めることを目的とした年4回の議会広報「議会だよりこさか」の発行費用として57万9,000円を計上し、総額を7,018万6,000円としております。

2款総務費であります。

「ともに集い“行動”するまち」を実現するためには、まちづくりの主役である町民の参画が何よりも重要であり、町民と行政がよりよいパートナーシップを築き、それぞれの責任や役割を認識し、連携して活動を進める必要があります。迅速に、わかりやすく、かつ効果的な情報の発信に努め、地域活動の中心である自治会活動に対する助成や地域づくり補助金等により、地域みずからの地域づくりを引き続き支援してまいります。

また、地域課題や社会ニーズが多様化する中、自治体が全ての行政サービスを担うことが難しくなっており、近隣自治体と相互に役割分担をして、生活に必要な機能を確保して、定住の促進及び地域の活性化を促進する連携も必要となっております。

みんなの地域づくり補助金、自治会活動に対する助成、広報発行などに503万4,000円を計上しております。

人口減少や高齢化の進行に対応して、地域の活力維持や地域の魅力再発見などにつなげるため、地域おこし協力隊員2名を採用し、農業の6次化に向けた取り組みへの支援や新たな商品開発、行政サービス等のきめ細やかな情報発信などの地域協力活動を行う経費として800万円を措置いたしました。

小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の移住定住促進プロジェクトの一つとして、改修済みの空き家2棟を貸し出しし、定住目的での空き家の購入費、改修費への補助に180万円を計上しております。

通学や高齢化の進行に伴う交通弱者の買い物、通院など、町民ニーズに合った公共交通の維持、確保に努めます。十和田湖地区と町内中心部を結ぶデマンドタクシーや砂子沢地区のデマンド型乗り合いタクシーの運行補助、野口線の町営バス運行費等に804万8,000円を計上しております。

このほか、小坂町未来創生基金へ寄附する町外の方に対しての特産品贈呈経費やネット決済システム利用料として415万円などの予算を計上しております。

3款民生費であります。

総合計画の基本目標に「ともに支え合う“元気”なまち」を掲げております。町民一人一

人がみずからの健康状態を知り、生涯を通じて心身ともに充実した暮らしを営むことができる健康づくり、そして、高齢者や障害のある人が必要な支援を受けながら住みなれた地域で自立した生活や社会参加ができること、子育て世代が安心して子育てができること、安心して医療が受けられることなど、保健・医療・福祉の充実に努めて、ともに支え合う元気なまちづくりを進めます。

高齢者福祉・介護保険の分野では、「高齢者も元気に暮らせるまち」を目指し、高齢者施策を推進します。65歳以上の高齢化率は42%を超え、高齢者対策はまちづくりの重要な課題と位置づけております。高齢者が地域の一員として自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう、それぞれの状況に応じたサービスの提供に努めます。

高齢者世帯の生活支援サービスとして、外出支援サービス、軽度生活支援など7事業に係る経費301万5,000円を計上しております。

障害者福祉の分野では、障害者施策の目標を「障害のある人も地域とともに暮らせるまち」と設定して取り組んでいきます。障害のある人も地域で自立した生活を営むことができ、あらゆる分野での社会参加が促進されるよう、地域で暮らせるサービスや地域づくりを推進します。また、障害者自立支援員を配置し、総合的な相談支援体制を整備いたします。

障害者の生活介護や施設入所、就労移行支援等に係る障害者自立支援等は、総額1億1,976万8,000円となりました。

子育て・児童福祉の分野で目指すのは、「子供の成長をみんなで支える町」であります。安心して子供を産み、育てることができるよう、子育て支援の充実を図ります。

特に、医療扶助については、子育て家庭の経済的負担を軽減し、当町の少子化対策の充実を図るため、県の医療費助成に上乗せして、平成28年8月から高校生までの医療費を完全無料とした子ども安心医療扶助など、医療費助成全体で6,050万5,000円を計上しております。

第3子以降を出産し養育する保護者に対するすこやか育児手当は、小学校入学前まで月5,000円、小学校・中学校入学時にも一時金として5万円を支給することとし、245万5,000円、児童手当は総額6,210万円で、中学生以下の子供たち、延べ5,592人に交付いたします。

そのほか、町立保育所運営費、私立保育所等運営費委託及び保育対策促進事業として1億4,049万6,000円、病児・病後児保育委託として15万円を計上しております。

国の好循環実現のための経済対策として、消費税率引き上げに伴う低所得者への負担軽減の臨時的な措置としての臨時福祉給付金は対象者1,560人と見込み、2,477万5,000円を計上しております。

また、「ふだんから安全に心がけるまち」として、地域や警察、学校等関係機関が連携して防犯や交通安全に努めます。

交通安全対策として、224万5,000円を計上いたしました。防犯対策及び街灯整備では896万1,000円、街灯LED化100基分で526万5,000円を計上しております。

4款衛生費であります。

健康・保健の分野では、「生涯を通じて健康に暮らせるまち」を目指します。誰もが健康で安心して暮らせるため、健診や健康相談体制、情報提供の充実を図るとともに、受診率を向上させて疾病予防に取り組みます。

小坂町の医療体制では、高度医療や特定診療科目については近隣の総合病院に頼らざるを得ない状況にあります。町民が安心して適切な治療を受けられるよう、近隣市と連携し、地域医療の確保のため、病院、診療所に対する運営支援を行います。

また、誰もが安心して子供を産み育てる環境づくりを進め、母子や妊産婦への保健サポートの充実を図ります。小児肺炎球菌ワクチン等の予防接種により、次世代を担う子供たちの健康を守るとともに、子供の幸せを第一に考えた支援を行います。

健康推進対策費として2,542万円を計上いたしました。

鹿角地域の医療体制の確保のため、かづの厚生病院への支援等として1,397万7,000円を措置したほか、新たに、子育て中の方を初め、誰もが24時間気軽に電話相談することができるテレフォン病院24事業として46万3,000円を計上しております。

環境保全の分野では、基本目標に「“自然”とともに生きるまち」を掲げております。小坂町は十和田八幡平国立公園の十和田湖など豊かな自然環境を保有しており、これらは後世に引き継ぐべき貴重な財産であります。「“自然”とともに生きるまち」として、今後も自然環境の保全に努め、環境に優しいまちを実践するため、生ごみの堆肥化、廃食用油の回収、BDF化など、町全体で小坂町独自の資源循環型社会の構築に取り組みます。

資源循環推進のための生ごみ堆肥化は、生ごみ処理器の普及拡大やごみ分別の意識高揚を図るための経費として38万5,000円を措置いたしました。

鹿角広域行政組合の衛生費負担金として、ごみ・し尿処理及び斎場等に係る負担金1億2,626万円を計上しております。

環境衛生対策では、合併処理浄化槽の設置として10基分の補助金894万6,000円、休廃止鉱山坑廃水処理費等を含めた公害対策費として859万5,000円を計上いたしました。

水道費では、水道事業会計に対して、簡易水道が水道事業会計での経営に移行することに

に伴い、それらに係る起債元金償還相当額の一部として1,383万8,000円を出資金として措置したほか、利子償還相当額の一部568万1,000円と、高料金対策分として1億129万円を負担金として計上いたしました。

5款労働費であります。

労働対策に係る経費として、出稼ぎ者対策や鹿角シルバー人材センター運営費補助、労働金庫への預託などを引き続き実施するため、3,297万5,000円を計上いたしました。

6款農林水産業費であります。

農林水産業の分野では、地域の状況に応じた担い手の法人化を支援するとともに、担い手に農地中間管理事業を活用した地域の農地集積を推進いたします。また、農産物の加工、流通、販売までを意識した農業6次化に向けた取り組みや、地域資源に付加価値を生み出す取り組みを促進いたします。水田機能を利用した自給率向上、戦略作物の作付による農家の所得向上と資源循環の構築を目指し、菜の花や飼料米の作付を引き続き推進してまいります。

有機農業の推進として、特別栽培農産物認証制度の認証費用の助成と栽培に係る補助を実施することとし、60万円を計上いたしております。

水田利活用向上支援として、転作奨励品種である菜種・ソバの刈り取り助成243万円、菜の花作付から主食米、加工用米、備蓄米を作付した生産者への助成20万円を計上、戦略作物である菜種・ソバ等の種子購入に対する助成として169万7,000円を計上しております。

また、米の生産調整の着実な推進を図るために、飼料用米の作付奨励補助として600万円を計上しております。そのほか、ブドウ栽培で新規就農を目指す個人に対する奨励金150万円を計上いたしました。

農業基盤整備としては、農業用施設の補修・改修等274万6,000円、農地維持・資源向上活動支援事業は、9地区の活動分として2,114万8,000円を計上しております。

バイオマスタウンの推進では、菜種の買い取りやBDF製造に係る経費378万6,000円、林業振興として158万円を計上しております。

また、水産業振興としては、十和田湖ひめますの食の提供のブラッシュアップ、PRイベントや周知事業の開催等を行うため、十和田湖ひめますブランド推進協議会に対しての補助として32万2,000円を措置いたしました。

地域資源に付加価値を生み出す取り組みとして、新たに平成29年度に完成予定となるワイナリーにおける製造技術者養成、商品企画等の費用として600万円を計上いたしました。

7款商工費であります。

「個性をみがき“躍動”するまち」として、鉱業技術を活用した環境リサイクル産業、日本の近代化を支えた産業近代化遺産群など、小坂町が保有する技術や資源といった個性を磨き、小坂町の特色を生かした魅力ある産業振興を目指します。

観光の分野では、十和田湖や小坂鉱山事務所、康楽館、小坂鉄道レールパークなど、町の個性である観光資源を磨き上げるほか、魅力や知名度を高めるため、国内外の旅行者の誘客を促進いたします。

商業の分野では、商工会や商業団体等と連携し、にぎわい、活気を生む商業の取り組みを支援いたします。

工業の分野では、新たな企業の立地や既存立地企業の設備投資の誘発を図るため、産業振興促進条例に基づく雇用や施設整備への支援を行うとともに、小坂町の特性を生かした新規創業や新分野への事業展開を計画する法人、個人、団体に対する創業チャレンジ支援を行い、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

消費者の分野では、これまでに消費者被害の未然防止、拡大防止のために啓発活動や相談窓口の周知、広報活動等を行ってきましたが、近年、悪質商法の手口が巧妙化しており、また、消費生活相談も多様化してきております。将来にわたり持続的に、これまで整備してきた消費者行政を引き続き維持、強化してまいります。

マル坂資金の関係では、預託金・借入金の保証料補給を合わせて5,124万8,000円、中小企業振興事業として1,055万円、創業チャレンジ支援事業に130万円を計上いたしております。

商業の振興では、かつの商工会補助138万7,000円のほか、個人商店の店舗の内装や陳列棚等の改修費に対してのリフォーム補助として150万円を措置しております。

観光振興につきましては、外国人観光客の興味関心Web調査経費97万6,000円、平成29年度からの小坂鉄道レールパークの指定管理料1,200万円、十和田湖地区Wi-Fi設置事業に623万8,000円、和井内エリア整備基本計画策定379万1,000円を含めた十和田湖観光振興に1,314万8,000円を計上いたしました。

国際交流の分野では、JICA研修員や国際交流員、外国語指導助手との交流、これまでに培ってきたネットワークを活用し、国際性豊かな人材づくりに取り組むため、国際交流員の招致費など594万円を計上しております。

また、外国人観光客の誘致や交流人口の増加を図るために、マーケティング、情報発信、国内外プロモーション、地域製品の磨き上げなどを広域的に実施するための経費550万円を

地域連携DMOの一般社団法人秋田犬ツーリズムに対しての負担金として措置しております。

8 款土木費であります。

道路・交通の分野では、生活に身近な道路について、「人びとが快適に行き交うまち」を目指して、地域の交通の利便性と定住環境の向上につなげるため、道路整備を計画的に進めます。

雪対策の分野では、冬期間の円滑な交通確保のため、きめ細やかな除雪体制を確保いたします。要望が強い流雪溝は、年次計画で設置を進めてまいります。

住宅・公園の分野では、引き続き町民の持ち家改築、リフォームを支援するとともに、憩いの場として公園の環境を整備いたします。

道路橋りょう維持補修は925万5,000円、生活用道路改修補助100万円、道路橋りょう改良事業は、補助事業として永楽町地区流雪溝設置ほか4路線で1億336万7,000円を計上しております。

河川整備としては、新遠部川の護岸改修等2カ所、河川しゅんせつ2河川で349円を計上いたしております。

住宅リフォーム支援事業は、550万円を計上いたしました。平成28年度におけるこの事業の経済波及効果は1億1,239万円と見込まれ、既存住宅の居住環境の質的向上と地域経済活性化に大きく寄与しているものと考えております。

また、町内の木造住宅の耐震化を向上させるため、耐震診断及び耐震改修補助として86万円、雪に対する負担軽減を図るため、設備や資材、住宅リフォームに対する補助として150万円を措置いたしました。

定住促進住宅整備については、世帯向けのメゾネットタイプの住宅8戸の建設を予定し、その事業費1億6,313万8,000円を計上いたしました。

9 款消防費であります。

消防救急体制については、鹿角広域行政組合により、消防資機材の整備など消防力の強化を図るほか、救急救助需要の増加、多様化に対応し、救命率の向上を図るため、救急救命士の育成などの救急救助体制の充実と強化に努めます。

町内においては、消防団員の装備品の充実、ホース乾燥塔の更新、消火栓の設置、防火水槽・消火栓標識板設置など消防施設整備を進め、消防力の強化を図ってまいります。

また、地域の自主防災組織の方々が行う防災訓練活動や防災資機材購入に要する経費の一部を補助し、地域全体で災害に強い、「いざというときも安心できるまち」づくりに取り組

んでまいります。

鹿角広域行政組合の消防費負担金として1億3,492万3,000円、消防団員安全装備品購入121万2,000円、消防施設整備に584万5,000円を計上いたしました。

防災対策としては、小坂町自主防災組織活動費等補助金28万円、防災情報伝達手段の一つとして導入した緊急告知ラジオの運営経費として324万円を措置いたしました。

10款教育費であります。

教育費予算は、前年度当初予算と比較して44.2%増の4億6,294万3,000円となっております。その内容につきましては、教育委員会から教育行政の方針と予算案の大要の説明がありますので、割愛させていただきます。

12款公債費は、前年度当初予算と比べ9,695万1,000円、21.9%増の5億3,878万6,000円を計上いたしております。

平成29年度は税収の伸びが期待できない中、投資的事業の実施に伴い基金が減少するほか、人件費や公債費、社会保障関係経費の義務的経費が増加するなど、財政運営は厳しさを増しますが、健全性の確保に十分留意し、一層堅実な行政運営に努めてまいります。

以上、一般会計の概要であります。

次に、特別会計・企業会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計であります。

加入世帯を882世帯、被保険者1,326人と想定し、国保税を1世帯当たり10万8,970円、医療費は前年度の実績とここ数年の実績に基づいて10%の減を見込み、総額7億7,515万8,000円の予算を編成しております。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金として7,991万3,000円を計上し、予算総額8,094万7,000円といたしました。

介護保険特別会計であります。

小坂町の高齢化率は、平成29年2月1日現在、42.4%と急速に進み、超高齢社会へ突入しております。その超高齢社会に対応し、「高齢者も元気に暮らせるまち」を目標に、地域包括支援センターを中心として、長期的展望に立った予防重視型施策展開を図ってまいりました。

また、必要に応じて、相談、見守りといった生活支援や介護・医療サービスが受けられる地域包括ケアシステムの充実に向けた地域支援事業の見直しを図り、平成27年度4月からは介護予防・日常生活総合事業を実施しております。一人一人が自分らしさを持ち、意欲的に

暮らせるための環境づくりや高齢者の元気を地域に生かす仕組みづくりに向け、地域ケア体制の充実、認知症高齢者対策、地域密着型サービスへの対応など、地域の実情に合わせた介護サービスの提供によって地域で介護を支える体制を確立してまいります。

当初予算計上額は、介護認定者の保険給付等を行う保険事業勘定が歳入歳出ともそれぞれ7億6,384万6,000円で、前年度当初予算対比で375万8,000円、0.5%の減となっております。

介護サービス事業勘定は、居宅介護サービス計画費の収入を計上し、歳入歳出予算の調整で生じた財源の不足額256万2,000円を一般会計繰入金で措置しております。全体では、歳入歳出それぞれ500万4,000円、前年度当初予算対比で17万7,000円、3.4%の減となっております。

歯科診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ6,138万1,000円で、歳入の主なものは、診療収入4,200万円、一般会計繰入金1,731万9,000円であります。一般会計繰入金は、前年度より19万8,000円の減となっております。歳出は、総務費5,483万8,000円、医療費651万6,000円及び公債費2万7,000円を計上いたしております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、歳入歳出それぞれ873万8,000円の予算を編成しております。歳入は、共済掛金収入141万6,000円、基金運用の利子収入等20万6,000円、基金繰入金710万円などで、歳出では、退職一時金710万円、共済基金積立金162万3,000円及び管理費1万5,000円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、歳入歳出それぞれ240万4,000円を計上しております。歳入は、預金利子4,000円、基金繰入金33万円、貸付金収入207万円で、歳出では、大学生新規1名、継続3名への貸付金240万円、基金積立金4,000円という内容であります。

文化基金特別会計は、美術品を購入する経費100万円を計上し、予算額は歳入歳出それぞれ100万1,000円で編成しております。

下水道事業特別会計であります。

地域環境と生活衛生を保全し、快適で衛生的な暮らしを提供するため、計画的に下水道整備に努めます。

予算総額は2億9,830万6,000円で、歳出の主なものは、米代川流域関連公共下水道建設事業として、上川原地区の実施設計、細越・上川原地区の管渠整備などで1億2,223万6,000円、県営米代川流域下水道鹿角処理区建設事業に対する負担金として69万4,000円があります。ほかに、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金として2,965万9,000円、トイレの水洗化改造費用の利子補給金2万円などを計上しております。

歳入は、受益者負担金441万9,000円、下水道使用料と手数料で4,437万円、国庫補助金5,000万円、一般会計繰入金1億1,561万6,000円、繰越金1,000円、諸収入50万円、町債8,340万円となっております。

小坂財産区特別会計は、小坂財産区を管理する経費として予算総額176万3,000円を計上しております。

水道事業会計は、簡易水道事業を統合し、安全で安定した水道水の供給を行うための予算を計上しております。本年度は、給水戸数2,170戸に対し一日平均1,386m³の給水を行うこととし、収益的収入2億7,247万2,000円、収益的支出2億6,499万円を予定しております。高料金対策として1億129万円、簡易水道事業特別会計からの移行分の利子の一部負担を含め、一般会計からの負担金の総額は1億697万1,000円となっております。

また、資本的支出は3億3,453万5,000円で、平成27年から3カ年で実施している野口・若木立地区の統合簡易水道事業が1億8,151万5,000円、細越地区の下水道工事に伴う配水管布設がえ工事1,633万円、企業債元金償還1億2,511万2,000円が主なものとなっております。

資本的収入は1億9,622万7,000円で、企業債1億5,710万円と一般会計からの出資金1,383万8,000円、国庫補助金2,233万円などとなっております。

以上、平成29年度行財政の大要として、まちづくりに対する基本的な考え方や予算の主要事業について説明をいたしました。

本予算は、町財政の健全化の確保に十分留意しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のために限られた財源を有効に活用し、町民目線に立ち、小坂町の今後の進むべき方向を見据え、編成したものであります。総合計画に掲げた町の10年後の姿の実現に向け、着実かつ効果的に各施策を推進できるよう、全力で取り組んでまいります。

平成29年度予算案並びに関係議案ともに、慎重にご審議していただきながら、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から小坂町教育行政の方針と予算の大要についての説明を求めます。

教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 平成29年度教育行政の方針と予算の大要について説明いたします。

教育目標は、「心豊かでたくましく、ふるさとの発展に尽くす町民を育てる」といたします。

教育行政の方針です。

小坂小学校及び小坂中学校は、平成28年4月より、学校教育法施行規則の規定に基づく中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校として、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する学校と正式に認められました。それにより、両校を兼務する校長と統括教頭、各校の教頭を配置する管理体制が確立し、9年間を見通した小中一貫の学校経営も継続することになりました。

また、小坂町総合計画後期計画や小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに、総合教育会議で策定された教育推進に係る大綱に基づき、その最終年度として、町の総合計画に掲げる「ひとの“つながり”を育むまち」の実現を目指して、学校教育及び社会教育の両面から取り組みを進めてきました。

一方、国では、平成29年2月に次期学習指導要領の改定案を公表しました。主な改正点は、小学校5・6年生で英語が教科化され、週2コマになるとともに、3・4年生に英語の聞く・話すを中心の外国語活動が週1コマ設けられることなどであります。また、小・中学校とも、全ての教科、特別活動等で育む資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理し、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められています。小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施となり、移行期間の取り組みが重要となってきます。

また、社会教育の分野では、地域住民と学校との連携協力体制の整備や普及啓発も重要な業務として位置づけられており、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的運営や家庭教育支援活動に積極的に取り組むなど、地域学校協働活動を推進するための体制づくりが強く求められています。

平成29年度における小坂町の児童・生徒数は、新入学児童として小坂小学校24名、新入学生徒は小坂中学校31名の予定です。

在学児童・生徒数は、前年度と比較して、小学校が9名減の179名、中学校は16名減の126名の見込みです。学級数は、小学校が前年度同数の8学級、中学校が2学級減の6学級の見込みとなっています。

当町の学校教育においては、学校教育目標である「生きる力とふるさとを愛する心を持った児童・生徒の育成」を目指し、小中一貫教育校5年目の歩みを確実にするため、町の計画と連動させた「元気・絆・躍動・未来」をスローガンに、児童生徒の発達段階に応じた系統的、継続的な学習指導や生徒指導を推進します。

また、経営の重点を、「児童・生徒の安心と安全が保障される学び場づくり」、「全ての児童・生徒に基礎学力を保障」、「小坂を支え、小坂をリードする人材の育成」、「家庭・地域・企業等と連携した開かれた学校づくり」、「小坂にしかない、小坂にしかできないことの再発見と創造」とし、生きる力の育成とともに、郷土への愛着と誇りを持ち、郷土の発展に積極的にかかわろうとする態度を育ててまいります。

さらに、ものづくりを通した小坂高校との連携教育を引き続き推進します。また、若者の定住促進や保護者の負担軽減を図るため、奨学金返還助成、学校給食費の半額助成に加え、新たに教材費の公費負担等に取り組んでまいります。

社会教育においては、誰もが自由に学習できるよう、多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供するとともに、快適な学習拠点の整備に努めます。特に、児童・生徒の安全確保と利用者の利便性を向上させるため、交流センター・セパーム駐車場改修工事を実施します。

また、顔の見える子育て支援と保護者への学習機会の提供を図るため、ブックスタート等の家庭教育支援事業の強化を図ります。子どもクラブ S k i p においては、児童の安全・安心な活動や保護者との情報共有の推進を図るため、セパーム改修工事を行います。そのほか、新たな子ども読書推進計画をもとに、学校図書館と小坂図書館との連携を進め、町民誰もが読書に親しむ読書環境整備に努めます。

芸術文化振興においては、康楽館演劇祭を引き続き開催するとともに、小坂七夕祭等への支援を充実させ、若手演劇人や地域文化の担い手の育成を図ってまいります。また、文化財の適切な保護と活用、郷土館等での積極的な公開に努めます。

スポーツ振興においては、チャレンジデーや市町村対抗駅伝ふるさとあきたランへの参加などを通して、町民の健康の保持増進と余暇の充実を図り、生涯スポーツの振興と環境づくりに努めます。また、スポーツ少年団の育成と適切な支援に努めます。

教育予算の概要です。

平成29年度教育費歳出予算案全体では、一般会計で総額4億6,294万3,000円を計上しております。前年度当初予算と比較して1億4,195万1,000円、44.2%の増であります。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は総額240万4,000円で、前年度と同額です。文化基金特別会計は総額100万1,000円で、前年度比99万8,000円の増であります。

一般会計における学校教育関係の主な事業では、児童・生徒及び保護者に対して臨床心理士による専門的なカウンセリングを実施するスクールカウンセラー設置に189万6,000円、障害等により特別な支援を必要とする児童・生徒に対する学校生活サポート事業として、特

別支援教育支援員 6 名を配置する経費736万5,000円を措置しています。

また、学校運営の充実を図るとともに、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保するため、小学校に加えて、中学校にも町単独で非常勤講師を 1 名ずつ配置する経費として650万円を、英語教育の充実と国際交流の進展を図ることを目的とした外国語指導助手（A L T）配置経費として443万2,000円を計上しています。

通学バス運行事業では、七滝地区児童用スクールバス運行経費560万2,000円と、十和田湖地区児童 3 名が通学するためのタクシー運行業務委託432万円と合わせ、通学車運行費用として992万2,000円を計上しております。

小坂高校の発展を側面から支援する小坂高校発展支援協議会には、事業費補助として100万円、育英事業としては小坂高校への入学の奨励、促進と在校生へのさらなる学業の奨励、あわせて同校の振興を図ることを目的に、資格検定受検費用の一部を補助する事業費100万円を計上しています。

奨学資金貸付事業は、貸費予定人員を高校生新規 1 人から 2 人にふやし、高校生継続 2 人、大学生等新規 5 人、継続14人分で1,008万円を計上しております。また、若者の定住促進に取り組むため、奨学金貸費者で町内に居住している方へ返還額の 3 分の 1 を助成する事業として 6 人分38万円を措置しています。

小学校 5・6 年生から中学生の学力向上対策として開催している小坂鉾山の子未来塾の経費として226万8,000円、また、子育て支援事業として、保護者の負担軽減と地産地消のさらなる取り組みを進めることを目的に、小・中学校児童・生徒の学校給食費半額助成分として781万3,000円を計上しております。

平成29年度に新たに取り組む教育助成事業としては、小学校で郷土学習に使用する副読本の改訂に係る経費として84万2,000円、また、保護者の負担軽減を図るため、小・中学校の授業で使用する教材費等を公費負担とする経費として、小学校に228万5,000円、中学校に213万1,000円の、合わせて441万6,000円を措置しています。

学校の施設整備事業としては、小坂小学校中高学年の児童用机・椅子100人分の更新費用として155万円、備品整備事業としては、小坂小学校の図書及び教育用器具等の整備費として51万7,000円、小坂中学校の図書及び教育用器具等の備品整備費として49万6,000円、合わせて101万3,000円を計上しております。平成28年度で更新したメディアルーム用パソコン及び中学校教職員用パソコンのリース料には419万3,000円を計上しています。

学校給食事業では、新たに防災給食用食材の備蓄と体験事業に取り組むこととし、防災給

食用食材購入費として19万5,000円を計上しています。

遠距離児童・生徒の通学費補助としては、小学生では上向七滝線バス乗車14人分61万6,000円、中学生では19人分103万8,000円、合計165万4,000円を計上しました。また、児童・生徒のスポーツ・文化活動に係る各種大会派遣補助としては、小学校に50万円、中学校に306万1,000円、合計356万1,000円を計上いたしております。

教育扶助費は、小学校に対象児童33人分で336万6,000円、中学校に対象生徒21人分で274万6,000円の合計611万2,000円を措置いたしました。

小坂町新総合教育エリア構想に基づく小中一貫教育研究会事業としては、9年間を見通してそれぞれの発達段階に合わせた学校教育を推進するため、教職員の視察研修のほか、小学校3年生のヒメマス稚魚の放流式参加とヒメマス学習会、小学校4年生のブドウ栽培と加工実習、小学校5・6年生と中学校1年生の十和田湖キャンプ等を実施する経費として90万5,000円、小・中学校合同での芸術鑑賞教室、小坂中学校のダンス講習会や合唱指導講習会、小坂高校と合同での強歩大会等に85万1,000円、合わせて175万6,000円を計上しております。

社会教育関係の主な事業では、学校への読書活動支援員配置等による学校教育と地域とが連携して進める学校支援本部事業に203万2,000円、子育て中の両親を対象とした相談業務や親同士の情報交換、3歳児まで対象を広げたブックスタート等の家庭教育支援事業に212万2,000円、また、小学生の放課後や休日の生活や体験をサポートする子どもクラブSkipの事業費として、放課後子ども教室推進事業に129万3,000円、放課後児童健全育成事業に520万3,000円の、合わせて649万6,000円を計上しています。

生涯学習推進のための経費としては、奨励員活動や29回目を迎える生涯学習のつどい・まなびピアに25万4,000円を計上しています。また、社会教育関係団体育成のための研修費として14万9,000円、康楽館を会場に開催する成人式事業には38万4,000円を計上いたしております。

芸術文化振興事業では、3回目となる康楽館演劇祭に関する経費として、関係する子ども芸術文化教室と合わせて114万円を計上しております。

また、文化財保護事業としては、遺跡試掘調査に77万8,000円、町の伝統行事である七夕祭や盆踊り、町の無形民俗文化財に指定されている虫送り行事及び出羽神社権現舞に対する補助として、合わせて286万7,000円を計上しております。

社会教育関連事業では、中央公民館が行う高齢者教育に43万4,000円、社会を明るくする運動や行事ごよみ作成、各自治会連絡協議会が行う事業への社会教育関係団体活動補助122

万1,000円を計上しております。

社会教育施設整備事業では、テニスコートを2面に減らした上、交流センター・セパーム駐車場を改修する事業費として1億1,160万4,000円、子どもクラブSkipの充実を図るため、セパームを改修する事業費3,486万9,000円を計上しております。

図書館費では、図書購入費として112万6,000円、雑誌棚等の備品購入費として25万6,000円、郷土館費では、特別展実施事業に45万9,000円を計上しております。

保健体育関係は、全町大会やスポーツ少年団活動を含む社会体育関係団体活動補助に191万円、男鹿市で開催される秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン、水泳教室、鹿角小学校陸上競技大会、スキー大会等の各種スポーツ事業に117万円を計上いたしました。

体育施設管理事業では、みんなの運動公園管理委託料として169万5,000円、運動場を含む中央公園管理清掃業務等に859万3,000円を計上しております。

また、特別会計では、菅原ヤエ奨学資金特別会計で、育英事業の充実と継続のため、奨学資金貸付予定人員を大学生新規1名、継続3名分として240万4,000円を計上しております。

文化基金特別会計では、美術品購入費を100万円と見込んで100万1,000円を計上しております。

以上が主な内容であります。今後とも創意工夫を持って、より効率的な運営に努めてまいります。

最後に、平成29年度の教育行政方針が施策として円滑に進めることができるよう、関係する皆様のご理解とご支援をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） すみません。

小坂町の行財政大要の10ページ、お願いいたします。

その中で、国民健康保険特別会計の中で、医療費は前年度の実績とここ数年の実績に基づいて1.0%の減というところを、もしかすれば、私、10%の減と言ったと思いますので、訂正してください。申しわけございません。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君、6番、宮信君、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聡君、以上11人を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りしましたように、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には総務福祉常任委員長の船水隆一君、副委員長には産業教育常任委員長の栗山忠三君とすることに決定いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第17号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

お諮りします。

本議案につきましても議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第17号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについて、提案理由をご説明申し上げます。

法非適用の公営企業会計につきましては、地方財政法第6条において、基準外の繰り入れを行う場合は、その限度額について議会の議決を得ることとされております。

したがって、平成29年度における下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰入額を、米代川流域鹿角処理区の県営下水道事業の建設費負担金、米代川流域関連公共下水道事業に係る経費及び町債の元利償還金等の一部として1億1,561万6,000円以内を繰り入れるものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、本日設置されました予算特別委員会に付託して審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

昼食に若干早いようでありますけれども、これより昼食休憩に入りたいと思います。

なお、再開については午後1時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

◎議案第18号及び議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第19、議案第19号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定については、関連がありますので一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

職員にそれぞれの議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第19号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第18号の特別職の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本条例の一部改正は、秋田県において、知事等の期末手当について6月期、12月期の支給月数が見直されたことを受け、当町においても、秋田県と同様に各期の支給月数を見直し、6月期及び12月期の支給月数をともに「1.525月」に改めるものであります。

なお、年間の総支給月数に変更はありません。

議案第19号の議会の議員報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

議員の期末手当につきまして、常勤の特別職と同様に、6月期と12月期の支給月数を改めるもので、支払期ごとの支給月数及び年間の総支給月数は常勤の特別職と同様であります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 詳細をご説明させていただきます。

議案審議の参考の9ページにその概要を、10ページ、11ページにそれぞれの新旧対照表を掲載しておりますので、それをごらん願います。

常勤の特別職及び議会議員の期末手当につきましては、一般職の職員に準じて支給月数を定めております。一般職の職員の給与につきましては、昨年12月に秋田県人事委員会の勧告に基づく給与条例を改正しておりますが、その改正内容に期末手当に関する事項は含んでおりませんでした。

秋田県においては、知事及び議会議員等の期末手当の支給割合が昨年12月に見直されておりましたが、見直し後の年間総支給月数が当町における年間総支給月数と同じであったことから、町条例については平成29年4月1日からの改正施行とし、今議会に上程したものであります。

改正内容につきましては、町長から説明がありましたとおり、常勤特別職、議会議員とも期末手当の各期の支給割合を見直すもので、6月期、1.450月、12月期、1.600月としていたものを、6月期及び12月期とも、その支給月数を1.525月に改めるものであります。

なお、年間の総支給月数は現行と同じ3.05月であります。

以上で私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより議案第18号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第20号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第20号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布等されたことに伴い、小坂町町税条例等を整理するものでございます。

主な改正点は、町民税法人税割の税率引き下げ、軽自動車税に関する環境性能割の創設及び種別割への変更に係る施行期日をそれぞれ平成31年10月1日とするなどでございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 議案第20号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例制定について、内容をご説明いたしますので、議案審議の参考12ページをごらんください。

このたびの町税条例等の一部を改正する条例でございますが、第1条におきましては、町税条例を改正し、個人町民税の住宅借入特別控除額の施行の期日の延長でございます。入居に関する制限が平成31年度までというところを平成33年に、適用期限が平成41年度までが平成43年度になります。

また、第2条におきましては、平成28年6月議会で可決いただきました町税条例を改正する条例の一部について、改正するものでございます。

内容につきましては、消費税引き上げの期日に変更になったことに伴いまして、その一部について、施行期日の延期をするものであります。延期になる事項につきましては、法人町民税の法人税割が9.7%から6.0%へ引き下げになる部分、軽自動車税の種別割への変更及び環境性能割の創設、東日本大震災にて被災した車両のかわりに取得した車両の環境性能割非課税措置につきまして、消費税引き上げ時期とあわせた平成31年10月1日に変更になります。

このほかに、法令等の改正によりまして、条文の修正や条項番号等を修正しております。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第21号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第21号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、介護保険法及び関係政省令の一部が改正されたことに伴い、その内容に沿い、条例を改正するものであります。

これまで、利用定員18人以下の小規模通所介護事業者、利用定員9名以下の療養通所介護事業者については、都道府県が指定しておりましたが、平成28年4月1日から地域密着型サービスへ移行されたことから、市町村が指定することに改正されました。

この改正に当たり、市町村へ円滑に移行するため、市町村及び通所介護事業者の事務負担軽減を図る観点から、現在の事業者はみなし指定となっており、さらには、条例制定については法施行日から1年間、平成29年3月31日までの経過措置が設けられております。

条例の改正内容は、地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準は厚生労働省令を引用とし、サービス提供記録の保存年限を国基準の2年から町独自基準として5年間にしております。これは、事業者が不適正に介護報酬を受け取った場合に、町が返還請求を行

うため、公費の適正な管理ができることから、請求の時効の5年間に合わせたものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第21号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第22号 小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第22号 小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、道路法施行令の一部改正が平成29年4月1日から施行されることにより、小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、詳細につきまして説明をさせていただきます。

議案審議の参考の63ページをお開きください。

小坂町道路占用料徴収条例につきましては、道路法の規定に基づいておりますが、国道の

道路占用料の額を規定している道路法施行令が改正されたことにより、町道の道路管理者である町の道路占用料につきましても、額の見直しをするものであります。

改正の概要は、1つ目として、平成27年度実施の固定資産税額の評価替え、地下に対する賃料水準の変動を踏まえた道路占用料の額の改定であります。見直しの結果、全体としては若干額が下がっております。

2つ目といたしましては、地下における食堂施設等の占用料の額の適正化であります。今のところ町には対象となる施設はございません。

以上、簡単ですが、当該条例の一部改正の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第22号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第23号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第23号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

消防団は、消防組織法に基づき、市町村に設置される消防機関であります。消防組織法には、消防団の設置、名称、消防団員の定員、任用、給与、身分の取り扱い等について、市町村が条例で定めることになっており、当町においては、本条例のほか小坂町消防団員の定員並びに任免に関する条例、小坂町消防団服務規律及び懲戒条例により定められております。

今回の改正は、消防組織法に規定する内容と整合させるため、条文の整備を行いたいというものであります。

以上、まことに簡単であります、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第23号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第24号 小坂町消防団員の定員並びに任免に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第24号 小坂町消防団員の定員並びに任免に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

消防団は、消防組織法に基づき、市町村に設置される消防機関であります。消防組織法には、消防団の設置、名称、消防団員の定員、任用、給与、身分の取り扱い等について、市町村が条例で定めることになっており、当町においては、本条例のほか小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例、小坂町消防団服務規律及び懲戒条例により定められております。

今回の改正は、消防組織法に規定する内容と整合させるため、条例名の変更並びに条文の整備を行いたいというものであります。

以上、まことに簡単であります、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

まして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第24号につきましても、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第25号 小坂町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第25号 小坂町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、町内に住所を有する国民健康保険等の被保険者または被扶養者で、入院等により生じた一部負担金の支払いが困難な者に対し、自己負担限度額を超えた高額療養費を一時貸し付けしているものですが、平成20年4月以降利用実績がない状況であります。これは、平成19年4月から入院療養に対して、平成24年4月から外来診療に対して、高額療養費が現物給付化された制度改正が要因であると考えております。

従来の制度では、一部負担額を全額支払った後、保険者に高額療養費の申請を行うという形でありましたが、現在では、70歳未満の被保険者または70歳以上の低所得者は、あらかじめ保険者に高額療養費限度額適用認定証の申請を行い、交付された限度額認定証を医療機関に提示することによって、後ほど還付される高額療養費を見越した自己負担限度額のみので支払いで済んでおります。

こうした背景から、今後の利用が見込まれないことから、条例を廃止するものであります。

以上、まことに簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第25号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第26号 小坂町民宿施設整備資金融資幹旋に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第26号 小坂町民宿施設整備資金融資幹旋に関する条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、小坂町の民宿事業を営む者で、当該施設整備に充てるため資金を必要とする者に対して融資あっせんを図り、民宿事業の安定と振興発展に資することを目的に昭和57年に制定されたものであります。県内では他に例のない小坂町独自の制度であり、小坂町中小企業振興融資あっせんとは別枠で毎年、金融機関に融資資金を預託し、融資残高に応じて秋田県信用保証協会へ当該融資にかかわる保証料を補給しているものであります。しかし、利用申し込みは平成6年を最後になく、融資残高に応じた保証料の補給も平成18年度をもって終了いたしました。

このことから、今後の見通しについて、対象となる旅館、民宿からご意見を伺ったところ、今度も融資あっせんの見込みはなく、廃止に対しての異議等もないことから、制度の役割は終えたと認識し、条例を廃止するものであります。

なお、小坂町中小企業振興融資あっせんは宿泊業を含めた全ての中小企業が活用できますので、今後必要な場合は、その制度により融資あっせんしてまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第26号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第27号 秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第27号 秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、県内12町村が共同でシステム運用を行う秋田県町村電算システム共同事業組合において、新たに戸籍システムを共同化することに伴い、共同処理を行う一部を明確化する必要があることから、組合規約の変更に関する関係町村との協議について、議会の議決を求めようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 私から詳細の説明をいたします。

議案審議の参考の66ページに規約の新旧対照表を掲載しておりますので、それをごらん願います。

秋田県町村電算システム共同事業組合は、地方自治法第284条第2項の規定により、県内12町村が電算共同システムの整備、管理及び運営に関する事務並びに電算共同システムにかかわるネットワークの整備、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、規約を定めて平成25年4月1日に設立した一部事務組合であります。一部事務組合が規約の変更について関係町村と協議するに当たっては、地方自治法第290条の規定に基づき、それぞれの議会において、議会の議決が必要となります。

これまでの規約では、組合において共同処理する事務について明文化しておりませんでした。新たに共同処理を行う業務として戸籍事務を加えるに当たり、その関係法令等に鑑み、秋田地方法務局及び秋田県の指導により、規約に共同処理する事務を明文化することとしたものです。

戸籍システムについては、小坂町は平成29年度中に更新が必要となることから、組合での体制が整い次第、共同処理に参加することとしています。また、電算システムについては、これまで一部事務について共同化に参加してきましたが、住民情報関連、国保・年金、出納、税、福祉業務などの基幹系システムについては、ことし10月をめどに共同化に参加することとしています。

以上で私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第28号 指定管理の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第28号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂鉦山事務所の指定管理者を指定するものであります。

小坂鉦山事務所は、明治百年通りの観光拠点として、町民が鉦山の町として歩んできた歴史と文化に関する認識を深め、その生活の向上に寄与することと観光情報の発信や観光案内及び飲食物の提供や地場製品の販売をしながら観光客と町民への利用に供し、地域の活性化に資することを目的に設置しているものであります。

指定管理の申請については、公募によらない指定管理者の選定とし、小坂まちづくり株式会社から申請がありました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を2月8日に開催し、申請団体から事業・収支計画の内容等について提案をいただき質疑応答等を行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である小坂まちづくり株式会社は、着実な経営により平成24年4月から指定管理している小坂鉦山事務所の管理運営は安定しており、今後5年間の提案内容も十分基準を満たしていることから、申請のありました小坂まちづくり株式会社を指定管理者候補者に選定することと決定いたしました。

指定管理期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行い

まして、4月から管理運営を行うことになります。

以上、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） この指定管理に至るいきさつについてお尋ねをしたいと思います。

確かに条例には、私も調べてみたんですけども、公募によらないで指定管理者を選定することができる。指定に当たっては、要綱がありまして、その中には、副町長が委員長になって、各担当課長がその委員になると。それから、必要に応じては、町長が外部の者も委員に含めて協議をします。こういうふうな内容になっておりますが、今、町長の説明によりますと、外部の者も含まれて2月8日に開かれて決定したというふうなお話でしたが、じゃ、外部の者というのはどういう方が入っているかお知らせをいただきたい。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（和田昌剛君） 外部の委員につきましては、秋田銀行の小坂支店長さんとかづの商工会の副会長さんの2名が入っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、そういう方々からも異論が出なかったということ。で今回まちづくり株式会社が選定になったと、こう解しているわけですか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（和田昌剛君） そのとおりでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、この選定に当たっては事業計画書も提出をされて、それらが検討された結果選ばれると、こういう内容になっておりますが、事業計画書なるものもきちんと出されたと考えてよろしいんですか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（和田昌剛君） これから5年間の経営企画書というものも出されて、それにつきまして審議して、それで了承したということでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そちらは了承したと思うんですけども、私どもにはそういう計画書が全然渡っていないということになりますと、今後この5年間で経費縮減なり、まちづ

くりに向けていろいろな、町が考えているような施策展開等も踏まえた事業展開されていくというふうなことが私どもには伝わってこないわけですので、委員会で当然審議されるものとは思いますが、私どもにも事業計画書なるものを配付していただきたいと私は申し上げたいわけですが、そういう気はありますか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（和田昌剛君） 指定管理をするということの決定につきましては、そこまでの提出するものは特にないわけでございますけれども、今後そういった経営の仕方というものについて、皆さんのほうにお示しするということは可能だと思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、この条例で言っている小坂町の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の条文には合致していないのではないですか。私は今、第5条、第4条のあたりを読んでおりますけれども、これを見ますと、そういう事業計画書等々提出したものを検討した上で決定すると、こういうふうになっておりますから、私お尋ねしているわけですが、その辺の見解を明らかにしていただきたい。

○議長（目時重雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時52分

○議長（目時重雄君） 再開します。

副町長。

○副町長（和田昌剛君） ただいまのご質問は、小坂町の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第4条というところの話でしょうか。

そうしますと、指定管理者の指定に関して、町長は次に掲げる基準を総合的に審査し、町の施設の管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。（1）として、そういった事業計画書なるもの、これを出させて、そのサービスの向上が図られているようなものかどうかというようなことを判断することによってございますので、そういったものを指定管理者選定委員会に提出をし、その中で判断をしたということになります。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ですから、手続上はそういうふうなものが出されたのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（和田昌剛君） 先ほども申し上げましたが、そういった計画書が出されて、委員の皆様で審議をして、それで指定管理者候補者として選定をしたということでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ですから、それは手続上、当然必要であったと。

ただ、私どもにはそういう事業計画書の中身が伝わってこないもので、私どもにも事業計画書はいただけるものですかということをお尋ねしているわけです。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（和田昌剛君） そうしますと、この場でということでしょうか。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 先ほど申し上げましたけれども、当然、担当委員会の中でこれは付託されてる議論されるものだと思うんですけども、私はその担当委員会の委員でありませんから、私にもそういう資料が欲しいと。ですから、最終の決定するときまでにはそういう資料がいただけるものですかというお尋ねをしているわけです。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（和田昌剛君） 承知いたしました。では、5年間の事業計画書について、皆様のほうにお渡しをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ちょっと言葉が、私、親切気がなかったような気がしますけれども、別段この議案に反対して物を申し上げているわけではなくて、手続上、やはりいろんな意味で知っておきたいという意味から申しましたので、悪く解釈しないでいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第28号につきましては、産業教育常任委員会に付託い

たします。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第29号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第29号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町天使館の指定管理者を指定するものであります。

小坂町天使館は、明治百年通りの歴史的、文化的観光施設として、町民の教育、文化の向上と福祉の増進に寄与すること及び観光客への利用に供し、地域の活性化に資することを目的に設置されているものであります。

指定管理の申請については、公募によらない指定管理者の選定とし、小坂まちづくり株式会社から申請がありました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を2月8日に開催し、申請団体から事業・収支計画の内容等について提案をいただき質疑応答等を行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である小坂まちづくり株式会社は、着実な経営により平成24年4月から指定管理をしている小坂町天使館の管理運営は安定しており、今後5年間の提案内容も十分基準を満たしていることから、申請のありました小坂まちづくり株式会社を指定管理候補者に選定することを決定いたしました。

指定管理期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理運営を行うことになります。

以上、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とい

たします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） これも議案の28号と同じように、事業計画並びに収支の計画書について資料をいただきたいをお願いしたいわけですが、副町長さん、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（和田昌剛君） 後でお渡しいたします。

○議長（目時重雄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第29号につきましても、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第30号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂鉄道レールパークの指定管理者を指定するものであります。

小坂鉄道レールパークは、町民が鉱山の町として歩んできた歴史と文化に関する知識を深め、その生活の向上に寄与すること及び観光客への利用に供し、町の活性化に資することを目的に設置されているもので、平成26年6月オープン以来、町が直接経営してまいりました。

今回の指定管理者制度の導入につきましては、明治百年通りの康楽館、小坂鉱山事務所、

小坂町天使館の指定管理と同様に、民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的に実施するものであります。また、明治百年通りの観光を一体となって情報発信し、受け入れ態勢の充実を図る上でも大きく期待できると思います。

指定管理の申請につきましては、公募によらない指定管理者の選定とし、小坂まちづくり株式会社から申請がありました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を2月8日に開催し、申請団体から事業・収支計画の内容等について提案をいただき質疑応答等を行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である小坂まちづくり株式会社は、着実な経営により、現在指定管理している小坂町康楽館、小坂鉦山事務所、小坂町天使館の管理運営は安定しており、今後5年間の提案内容も十分基準を満たしていることから、申請のありました小坂まちづくり株式会社を指定管理者候補者に選定することを決定いたしました。

指定管理期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理運営を行うことになります。

以上、まことに簡単であります。ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第30号につきましても、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第31号 平成28年度小坂町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第31号 平成28年度小坂町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末における各事業の精算見込み及び不足額の追加によります事務・事業費の整理、国・県補助金の確定による整理、特別会計への繰出金の整理などを中心に編成いたしました。

今回の補正予算の歳入において、町民税の法人税割収入が予算計上額を大きく下回ったことからそれを減額措置し、不足する収支の調整として特別交付税を5,968万3,000円追加いたしました。

その結果、今回提案する補正額は、歳入歳出からそれぞれ1億2,094万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を43億6,177万3,000円にするものであります。

第2条において、年度内での完了が困難と見込まれる9事業について、繰越明許費を設定いたします。

第3条において、平成29年度に実施する事業1件について、新たに債務負担行為を設定するものであります。

第4条においては、12事業について起債制限額を調整しています。

歳入歳出補正予算内容の細部につきましては、総務課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 一般会計補正予算（第6号）の詳細について説明いたします。

歳出のほうから、その目に充当される特定財源の内容とあわせて説明いたします。

15ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。地方公共団体情報システム機構は、マイナンバーに関して個人番号のもとになる番号を生成して、市町村に通知するという基幹的な役割を担うほか、市町村の委託を受けて、通知カードの送付や個人番号カードの作成などを行っています。通知カード、個人番号カード関連事務及び認証業務関連事務に要する経費について、各市町村の負担額が決定し、小坂町は184万6,000円の負担額となったことか

ら、不足分として132万9,000円を追加するものです。その財源として、国庫補助金が全額措置されます。

4目財産管理費です。この目では財源振替のみを行っています。財源内訳のその他欄の629万9,000円の内訳は、十和田湖地区での光通信環境整備工事に係る事業者の現場事務所として旧砂子沢ダム事務所を貸し付けたことなどによる建物貸付収入114万4,000円と、旧法定外の五十刈の用地74.27㎡と栗平の用地39㎡について、既に利用している方々の申し出により、売却したことによる土地売却収入142万7,000円、それと平成26年度の雪害による建物損害の共済金313万9,000円と分収林損害補償金58万9,000円です。

5目企画費です。8節報償費では、講師を招いての婚活セミナー開催を予定していましたが、その取り組みができなかったことから、謝礼金5万円を減額しております。12節の通信運搬費は、庁舎内等のWi-Fi環境を整えたことによる通信料を予算化していましたが、その実績見込みから40万円を減額しています。13節委託料は、旧七滝小学校利活用の基本設計委託料を精算により86万7,000円減額しました。19節の補助金です。自治会所有会館大規模改修修繕補助金は、細越自治会館に係る分の精算で18万1,000円減額しています。テレビ共同受信施設維持管理補助金は、平成28年度に予定していた大地地区での施設更新が翌年度以降に延期になったことから、174万1,000円を減額するものです。出会いイベント支援事業補助金は、申請団体等がなく10万円を減額しました。みんなの地域づくり事業補助金は、今年度、砂子沢、余路米、新花町の3自治会の取り組みに対して交付し、その残金13万円を減額しました。財源内訳欄のその他10万6,000円の減額は、秋田県市町村振興協会からの助成金額の確定に伴うものです。

6目電子計算費です。この目では国庫補助金確定による財源振替を行っています。地方公共団体情報システム機構が構築する情報提供ネットワークシステム、既存業務システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行う中間サーバー・プラットフォーム整備分として130万2,000円の減、マイナンバーに係るシステム改修分で53万円の増で、合わせて77万2,000円の減となっています。

8目バス運行費です。この目では、財源振替として、町営バス運行経費に充てていた秋田県市町村振興協会からの助成金について、その額の確定にあわせて53万3,000円を減額しています。

12目地方創生推進費です。外国人観光客誘客事業費に充てる地方創生推進交付金について、額の確定により10万円を減額しての財源振替となります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費です。13節の保守点検委託料17万円の減は、窓口事務での顔認証端末等機器の保守の委託契約が不要となったことによります。

4 項選挙費、3 目参議院議員選挙費です。昨年 7 月 10 日に執行された第24回参議院議員通常選挙に係る経費の精算として101万8,000円を減額しています。財源として、この選挙事務の委託金が確定し、78万9,000円の増となっています。

16ページをお開き願います。

7 目介護保険費です。介護保険特別会計の保険事業勘定分で、介護サービス給付費等負担金の減額補正に伴い、繰出金について604万8,000円を減額しています。

8 目交通安全・防犯対策費です。財源内訳の地方債10万円を減額した財源振替を行っています。これは街灯LED化事業費の財源としている秋田県市町村振興資金の確定によるものです。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費です。財源内訳欄の国県支出金の6,000円の増は、過年度分の児童手当国庫負担金が措置されたことから、これを計上したものです。

4 項 1 目国民年金事務取扱費です。13節の業務委託料の30万3,000円の減は、国民年金事務に係るシステム改修が不要となったことによります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費です。鹿角広域行政組合でのし尿処理及びごみ処理に係る燃料費、光熱水費等の減額により、負担金を142万1,000円減額しています。財源内訳のその他欄の104万1,000円の減は、環境保全協力金について年間 6 万トンの搬入を見込み3,000万円を計上していましたが、実績で 5 万7,199トンの搬入であったことから、それにあわせ104万1,000円減額するものです。

2 目環境衛生費です。11節の光熱水費17万4,000円の増は、公衆トイレ、マイククリーンを冬季間も開放したことによるものです。財源内訳欄の地方債30万円の増額は、マイククリーンの改修工事費に充てている秋田県市町村振興資金の確定によるものです。

4 目予防費です。高齢者肺炎球菌やインフルエンザ予防接種者が見込みを上回ることから、それに係る業務委託料を50万円増額しています。

6 目健康推進事業費です。肝炎ウイルス検診個人納付金を 1 万1,000円措置したことによる財源振替です。

3 項 1 目診療所費です。歯科診療所特別会計の診療収入減の予算補正に伴う繰出金353万2,000円の追加です。財源内訳の地方債欄の10万円の減は、医師確保対策に係る過疎対策債ソフト分の確定によるものです。

4 項水道費、1 目水道整備費です。簡易水道事業特別会計の簡易水道統合事業費の縮小などの予算補正に伴い、繰出金を617万5,000円減額するものです。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費です。この目は、財源振替で、県補助金である農業委員会交付金と機構集積支援事業費補助金の確定に伴い、充当財源を21万5,000円追加するものです。

2 目農業総務費です。各種制度に対応するため、事務補助員を雇用する必要がある、7 節賃金に4万円を追加するものです。

3 目農業振興費です。地域農業マスタープラン作成事業について補助対象外となったことから、7 節から12節までの予算をそれぞれ7万6,000円、2万円、9万6,000円減額しています。19節の補助金328万6,000円の減は、元気に農業夢プラン実現事業、水田利活用向上事業、18ページに移りまして、戦略作物種子購入及びひょう害農業経営等復旧・再開支援対策事業について、それぞれの実績見込みによる調整です。また、環境保全型農業直接支払交付金も、実績見込みにより81万7,000円を減額しています。財源内訳の国県支出金欄の239万円の減は、それぞれの事業の確定による県補助金の減で、地域農業マスタープラン作成分20万1,000円の減、農業夢プラン実現分148万1,000円の減、経営所得安定対策推進分7万5,000円の減、環境保全型農業直接支払交付金分63万3,000円の減を合わせたものです。

5 目農業経営基盤強化促進対策費です。機構集積協力金は、実績見込みから500万円を減額し、それに係る県補助金も500万円減額しています。

8 目農地費です。13節の業務委託料は、大堰水路の水利権更新に係る経費について、調査項目の追加等により25万4,000円を増額するものです。また、県営である万谷地区経営体育成基盤整備事業において、実績見込みにより県に対する負担金350万円を減額し、資源向上支払交付金も、実績見込みにより136万9,000円減額しています。財源内訳欄では、資源向上支払交付金に係る県補助金102万7,000円を減額し、万谷地区経営体育成基盤整備事業に係る地方債を320万円減額しています。

2 項林業費、1 目林業振興費です。11節の消耗品費9,000円の減と14節の機械器具借料1万5,000円の減は、松くい虫防除事業の精算によるものです。19節では、林道安全協会、秋田県緑化推進委員会に対する負担金を調整しています。財源内訳では、松くい虫防除事業に係る県補助金を2万4,000円減額しています。

7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費です。19節の中小企業振興資金保証料補給について、不用見込み額78万4,000円を減額しています。

3目観光費です。7節の事務補助員賃金は、時間外及び休日勤務による不足分12万円を追加するものです。13節の業務委託料は、地域連携DMO事業として東北観光復興対策交付金を活用した十和田湖地区Wi-Fi設置調査設計等に係る経費の関係市町村の負担割合の見直し等により、84万2,000円を減額するものです。15節の施設改修工事費の27万円の減は、渡ノ羽地内の踏切改修に係る経費の精算によるものです。19節の負担金補助及び補助金の減額は、十和田八幡平旅客誘致推進協議会及び自然公園施設等整備事業に係る負担金をそれぞれ精算で61万6,000円と4万6,000円を減額し、十和田湖・明治百年通り誘客促進事業及び天空の御詠公園に係る十和田湖国立公園協会指定80周年記念事業に係る補助金も、その実績見込みから、それぞれ40万円と37万8,000円を減額しています。また、広域観光連携事業負担金は、東北観光復興対策交付金を活用した大館市と仙北市との地域連携事業の実施に係るもので、事業費総額4,413万7,000円で、大館市が3,177万円、仙北市が963万4,000円、そして小坂町が273万3,000円の負担となっているものです。この事業内容は、函館、大館、角館を基軸とする広域観光連携事業として、5月に大館樹海ドームを会場とした北東北・北海道食のイベントの開催、9月に函館市で行われるはこだてグルメサーカスへの参加のほか、函館市訪問や仙台市でのプロモーション活動などとなっています。本事業は平成29年度事業となることから、全額を明許繰り越しいたします。財源内訳では、この広域観光連携事業負担金に係る国からの交付金は、その交付率が80%であることから、負担金273万3,000円のうち対象額となる260万円に対する交付金208万円を充てたものです。

4目康楽館費です。25節の康楽館運営基金積立金は、康楽館募金箱への寄附9,000円を積み立てるものです。

5目小坂鉱山事務所費です。小坂鉱山事務所の外壁塗装及びしっくい壁補修に係る現地指導等の業務委託料と補修工事費について、精算により6万円と13万1,000円を減額するものです。

7目観光サポート事業費です。観光フォーラムの精算等により64万7,000円を減額しています。

8目明治百年通りにぎわい創出事業費です。15節の施設改修工事費では、松ノ下地内の線路脇の側溝改修に係る経費を精算で4万3,000円減額しています。その他の経費は、小坂鉄道レールパーク管理運営に係る経費の実績及び見込みによる精算として203万1,000円減額しています。財源内訳のその他欄の493万7,000円の減は、小坂鉄道レールパークでの運転体験及び宿泊等に係る収入518万7,000円の減と小坂鉄道レールパーク内での関連グッズの

販売収入25万円を追加したことによるものです。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費です。19 節の負担金では、角館大鰐間国道整備促進期成同盟に係る負担金の決定にあわせて 2 万 5,000 円を減額しています。補助金では、住宅リフォーム支援事業分として、予算額 600 万円に対し、実績額 550 万円でしたので 50 万円減額し、20 ページに移っていただきまして、危険空き家解体事業分も、予算額 800 万に対して実績額 762 万 2,000 円でしたので、37 万 8,000 円を減額しています。財源内訳において、空き家の解体に補助する空き家適正管理補助金について、その実績から過疎対策債ソフト分 40 万円を減額しました。

2 項道路橋りょう費、2 目道路新設改良費です。国の補助金額確定に伴う事業の縮小及び実績等により、永楽町地区流雪溝、新町中小坂線、砂子沢 1 号線、上向 1 線などの道路改良等事業費と大地橋、手紙沢大橋の橋梁長寿命化事業費を精算し、5,369 万 3,000 円の減となりました。財源内訳、国県支出金欄の 3,829 万 8,000 円の減は、社会資本整備交付金の減額です。事業縮小及び実績に伴い、起債発行額も 2,110 万円の減となっています。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費です。北海道・東北ブロック都市再生整備計画研究会負担金を精算により 3,000 円減額しました。

4 目都市再生整備費です。この目では、町道苦竹山崎線整備、情報案内板整備、古館駐車場整備、中央公園連絡路整備、ベンチ設置などを予算化していましたが、それら事業費の精算見込みから予算を整理した結果、1,183 万円の減額となりました。財源は、国庫補助金である社会資本整備交付金 399 万 8,000 円の減額と地方債 2,180 万円の減額となっています。

5 項住宅費、1 目住宅管理費です。11 節では、町営住宅に係る光熱水費の不用見込み額 15 万円を減額し、15 節では、町営住宅の改修工事費の精算で 154 万 9,000 円を減額しています。

2 目住宅建設費です。この目では、財源振替として、岩ノ下地内の若者定住住宅用地の外構事業に充てている秋田県市町村振興資金の発行額の決定により、財源内訳の地方債に 50 万円を追加しています

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費です。鹿角広域行政組合消防小坂分署に配置した高規格救急車の購入費について、契約差額分を整理し、それに係る負担金 8 万 7,000 円を減額しています。

3 目消防施設費です。水道事業会計において細越地区に、簡易水道事業会計において藤原地区と若木立地区に設置した消火栓に係る経費の負担金を調整し、それぞれ 5 万 7,000 円と

416万8,000円を減額しました。

5目災害対策費です。十和田火山の災害警戒地域として、青森県十和田市、鹿角市及び小坂町が平成28年2月に指定されたことを受け、青森、秋田の両県及び関係自治体や各機関、そして専門家等から成る十和田火山防災協議会が設置されました。現在この協議会において、噴火シナリオ及び火山ハザードマップ作成に向けて作業を進めているところです。これらの作成業務委託料について、当初予算においては1,780万円を見込み、小坂町分の負担金として、その8分の1の216万円を計上していましたが、契約額が1,296万円となり、小坂町負担金も162万円で決定したことにより、54万円を減額するものです。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費です。教育委員会委員の旅費について、精算により10万2,000円減額しました。

2目事務局費です。この目でも、予算の精算として、教育長の旅費11万4,000円、耳鼻科検診用医療機器、医療器材リース料14万8,000円、鹿角音楽祭負担金11万6,000円は減額しています。

3目教育助成費です。学校生活サポート員配置に伴う社会保険料と嘱託員賃金について、勤務実績の精算によりそれぞれ20万円と60万円を減額しています。11節では、印刷製本費の不用見込み額について10万9,000円を減額し、13節の業務委託料では、スクールバス等運行業務の実績見込みにより80万円を減額しています。14節では、小・中学校ICT関連事業であるメディアルーム用のパソコン更新によるリース料について、その契約月数等から187万9,000円を減額しています。19節では、学校給食費の半額助成について、その実績見込みから50万円を減額しました。20節の子ども子育て支援事業実施型給付費は、町外の幼稚園に通園する児童に係る分について、その単価改正があったことから5万6,000円を追加しました。21節では、奨学資金貸し付けについて、実績に基づき24万円の減額を行っています。財源内訳の国県支出金28万8,000円の減額は、スクールバス運行等の実績見込みによる13万8,000円の減と町外の幼稚園に通う児童への給付金等に係る国県支出金の確定による15万円の減によるものです。地方債270万円の減は、ICT関連事業費の減による過疎対策債ソフト分の減額です。その他の72万円の増額は、奨学資金貸付金の繰り上げ返済によるものです。

2項小学校費、1目学校管理費です。11節では、燃料費をその実績見込みから25万8,000円減額しました。財源内訳の国県支出金欄5万円は、小学校体育館の耐震化対策としてのバスケットゴールや天井つり照明器具等の落下防止工事に係る事務費分として、国庫交付金が

追加となったものです。地方債欄の20万円の件は、小学校エレベーター改修に充てる秋田県市町村振興資金と耐震化対策に係る学校教育等施設整備事業債の発行額の確定により、それぞれ10万円を減額したものです。その他欄の1万6,000円は、小学校の電話使用料収入を予算化したものです。

2目教育振興費です。9節は、小中一貫教育研究会での旅費を精算により11万6,000円減額するものです。

22ページに移ります。

19節の通学費及び各種大会派遣費に係る補助金について、実績見込みからそれぞれ30万円と40万1,000円を減額しました。20節の学用品と体育実技用具の購入援助費についても、実績からそれぞれ13万円と32万円を減額しました。

3項中学校費、1目学校管理費です。11節では、実績見込みから燃料費を38万7,000円減額しています。

2目教育振興費です。8節の報奨金22万4,000円の減と14節の車借料の34万7,000円の減は、小中一貫教育研究会に係る経費の精算によるものです。19節で、実績見込みから各種大会派遣費補助金を130万円、通学費補助金を60万円減額しました。20節では、実績見込みから学用品費援助費16万5,000円、修学旅行費援助費28万5,000円、給食費援助費を46万7,000円減額しました。

4項社会教育費、1目社会教育総務費です。7節賃金では、社会教育総務に係る事務補助員分を精算で20万円減額し、放課後児童クラブの参加児童数がふえたことから、それに対応する支援員の賃金不足分10万円を追加するものです。8節の報奨金の8万円は、子ども教室教育活動サポーターに対する謝金の追加分です。18節では、放課後子ども教室に係る県補助金額決定で85万3,000円措置されたことに伴い、子ども教室と児童クラブにおいて別々の内容での事業を円滑に進めるために部屋を仕切る必要があることから、キャスター付きのパネル10枚の購入費用85万3,000円を措置しました。

3目芸術文化振興費です。ここでは、DOWA社有地内での文化財発掘に係る作業員賃金と重機搬入等の委託料について、実績により不用額を精算し、それぞれ390万1,000円と216万5,000円を減額しました。

4目社会教育施設管理費です。11節の修繕料は、七滝公民館の天井裏の結露対策に係る経費31万3,000円とセパームの受水槽給水配管電熱ヒーターの修理代34万4,000円です。どちらも現在は応急処置で対応しているところです。

7目郷土館費です。11節では、不足が見込まれる燃料費及び光熱水費について、それぞれ30万8,000円と31万8,000円を措置しました。

5項保健体育費、1目保健体育総務費です。この目では、スポーツ少年団大会出場補助金の精算で128万6,000円を減額し、アカシアスプリント大会は雪不足により中止となったことから、20万円を減額しています。

3目屋内温水プール費です。この目では、実績に基づき、賃金、需用費、業務委託料を合わせて80万2,000円減額しています。

12款公債費、1項公債費、1目元金です。長期債で元利償還利率見直し方式により借り入れしている起債について、借入時より利率が低くなったものについては元金償還額が増加することから、その分として7,000円を追加しました。

続いて、歳入において今回補正した一般財源について説明します。

10ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税、2目法人です。法人税割収入が当初見込みを大幅に下回り、予算額1億5,002万9,000円に対し収入見込み額が6,293万7,000円であることから、今回の補正において8,709万2,000円を減額しました。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税です。今回の補正予算における一般財源として、特別交付税5,968万3,000円を措置しました。

13ページをお開き願います。

17款繰入金、2項他会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金です。昭和52年に一般会計からの繰出金300万円を財源として国民健康保険特別会計で設置した高額療養費貸付基金について、本議会において廃止する条例を提案していることから、その基金額相当分を国民健康保険特別会計から繰り入れることとしたものです。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費です。これは平成28年度中の完成が困難で、翌年度へ繰り越す9件について、その繰越明許費の上限額を定めるものです。

2款総務費、1項総務管理費の個人番号カード等交付事業43万9,000円は、現在交付申請中のもので交付が平成29年度となる分を国が想定し、この業務を委託している地方公共団体情報システム機構に対する負担金184万6,000円のうち、平成29年度へ明許繰り越しする分です。

6款農林水産業費、1項農業費の農産物等加工施設整備事業7,300万円は、国の補正予算

に係る秋田県の中山間地域所得向上支援事業の活用により、12月議会で議決をいただいた一般会計補正予算（第5号）で予算措置していた農産物処理加工施設であるワイナリーを整備する事業で、事業費全額を明許繰り越しするものです。

水利権更新事業695万円は、大堰水路に係る水利権更新業務委託料で、調査内容の追加等によりその期間が延長となったことから、その事業費全額を明許繰り越しするものです。

万谷地区経営体育成基盤整備事業20万円は、秋田県が事業主体でその10%を町が負担しているもので、雪解け後に補管工事が発生する可能性があることから、その負担金220万円のうちの明許繰り越し分です。

7款商工費、1項商工費の広域観光連携事業273万3,000円は、先ほど歳出の説明で申し上げたとおりの内容であります。

8款2項道路橋りょう費の町道上向1号線道路改良事業495万7,000円は、用地買収協議に不測の日数を要したため、年度内での完成が困難となり、事業費722万5,000円の一部を翌年度に繰り越すものです。

4項都市計画費の都市再生整備事業1億1,879万円は、町道苦竹山崎線整備及び古館駐車場整備に係る用地交渉に不測の日数を要したため、これら事業とそれに関連する中央公園連絡通路整備と計画事業完了後に実施する評価作業に係る事業費、合わせて1億3,906万8,000円のうちの一部と全部を明許繰り越しするものです。

9款消防費、1項消防費の十和田火山ハザードマップ等作成事業162万円は、有識者から、その噴火想定を検討に時間を要するとの見解が示されたことから、年度内での委託業務の完了は困難となり、それに係る町の負担金も全額を明許繰り越しすることとしたものです。

10款教育費、2項小学校費の小坂小学校体育館防災機能強化事業1,640万2,000円は、国の補正予算で措置された国庫補助金の交付決定が2月中旬以降であったため、年度内での完成が困難であることから、事業費全額を明許繰り越しするものです。

第3表債務負担行為補正では、休廃止鉾山坑廃水処理業務委託を平成29年度予算に計上している649万1,000円について、その手続を平成28年度中に行う必要があることから、今回の措置としたものです。

第4表地方債補正では、先ほど歳出の説明において述べたように、事業費の精算等に伴い調整し、総額から4,880万円を減額し、地方債の限度総額を4億3,439万5,000円から3億8,559万5,000円に変更するものです。

以上で一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第31号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第32号 平成28年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第32号 平成28年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも303万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億47万6,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、1款総務費の一般管理費において、高額療養費貸付基金廃止に伴う基金繰入分300万円を一般会計繰出金として措置しました。2款保険給付費では、減少が見込まれる退職被保険者等療養給付費を715万円減額し、増加が見込まれる一般被保険者高額療養費を665万円、退職被保険者等高額療養費を50万円、それぞれ追加するものであります。また、8款保健衛生普及費において、人間ドックの受診者数が当初見込みを上回ったことから、これに係る補助金を3万9,000円追加しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金の人間ドック受診補助金分として3万円9,000円を増額し、廃止する高額療養費貸付基金全額を繰入金として300万円計上したものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第32号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第 33 号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第33号 平成28年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第33号 平成28年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額から歳入歳出とも2,924万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億4,453万4,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、2款保険給付費のうち、介護サービス等諸費において介護給付費が減少傾向であることから、2,924万2,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、今年度交付分の介護給付費交付金等の確定に伴い、4款支払基金交付金の介護給付費交付金を1,722万9,000円、5款県支出金の介護給付費負担金を596万5,000円減額し、給付費の決算見込みにより、7款一般会計繰入金のうち介護給付費繰入金を604万8,000円減額するものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第33号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第 34 号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第34、議案第34号 平成28年度小坂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第34号 平成28年度小坂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳出では、1款簡易水道管理費で、水道メーター購入費について、入札による精算で21万3,000円を減額しております。また、若木立・野口地区統合簡易水道事業に係る補助金交付額が申請額の約64%となったことから、2款簡易水道建設費において、本事業に係る業務委託料1万1,000円、管理委託料246万2,000円、建設工事費2億104万3,000円を減額し、調整しています。平成28年度で完了を予定していた事業は、平成29年度に補助事業として完了を目指すことになります。さらに、平成27年度発行起債額が当初予算編成時の見込み額より減額となったことなどにより、3款公債費において、利子償還金を231万3,000円減額しております。

歳入では、実績見込みにより、水道使用料94万円の減額、督促手数料5,000円の増額、若木立・野口地区統合簡易水道事業に係る国庫補助金3,906万4,000円と町債1億5,570万円を減額し、歳入歳出予算の収支の調整として、一般会計繰入金1,034万3,000円を減額しております。

その結果、歳入歳出それぞれ2億604万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億6,983万7,000円とするものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第34号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第35、議案第35号 平成28年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第35号 平成28年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算案は、既決予算額から歳入歳出とも20万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,153万4,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款診療所費の総務費において、岩手医科大学からの派遣歯科医師に係る賃金及び費用弁償について、実績見込みにより20万7,000円を減額するものであります。

歳入補正の内容は、実績見込みにより、1款診療収入を345万円、4款諸収入のうち検診収入48万円を減額し、除去冠リサイクル料として雑入に19万1,000円を追加しました。また、予算収支の調整として、3款一般会計繰入金に353万2,000円を追加しております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第35号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第36、議案第36号 平成28年度小坂町文化基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第36号 平成28年度小坂町文化基金特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算案は、既決予算額108万2,000円に歳入歳出とも129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を237万8,000円とするものであります。

本補正の内容は、小坂町出身である福田豊四郎画伯の自画像、デッサンなどの作品15点を

購入するため、その購入費129万6,000円を措置し、財源として文化基金から同額を繰り入れるものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（亀沢 修君） それでは、小坂町文化基金特別会計補正予算の詳細について説明いたします。

議案書4ページになります。

歳出につきましては、美術品を購入するための経費として129万6,000円を追加し、対応する歳入については、同額を基金から繰り入れするものであります。

購入する作品につきましては、福田豊四郎が描いた自画像等の油彩が2点、日本画1点、また、野獣主義あるいはフォービズムという作風で著名であった里見勝蔵という画家の福田豊四郎肖像1点、デッサン等11点の合計15点となります。

これらの作品は、ご遺族が所有されていたものと言われていて、自画像が秋田県立近代美術館でも展示されたことがあるほか、デッサンのうちの4点は、昭和57年に秋田魁新報社から出版された福田豊四郎素描集に掲載されています。いずれも、作品としての価値はもちろん、豊四郎の仕事の幅を示す貴重な資料と言えるものであります。ぜひとも文化基金からの繰り入れで購入し、これまで購入した作品とあわせて、早いうちに皆様にごらんいただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第36号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第37、議案第37号 平成28年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第37号 平成28年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算案は、歳出では、汚泥焼却量の増加により、汚泥焼却施設維持管理費負担金2万4,000円を増額し、長期債償還額の確定により、元金償還金9万円、利子償還金121万5,000円を減額するものであります。

歳入では、下水道工事の完成が2月となり、供用開始が3月となるため、新年度での受益者負担金の賦課手続となることから、受益者負担金187万7,000円を減額するものであります。また、実績見込みにより、過年度分使用料17万、指定工事店指定手数料14万円、責任技術者登録手数料14万7,000円、督促手数料1万5,000円、消費税還付金12万4,000円を増額しております。

その結果、歳入歳出それぞれにおいて128万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億1,959万7,000円とするものであります。

第2条においては、県営事業である米代川流域下水道鹿角処理区建設事業の一部が年度内での完了が困難となったことから、これに係る負担金227万8,000円を繰越明許費とするものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第37号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第38、議案第38号 平成28年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第38号 平成28年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算案は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも4万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を335万2,000円にするものであります。

歳入では、本会計で保有している財政調整基金利子の4,000円の減額と株式に係る配当金の増額分1万6,000円を措置したほか、旧朝日ヶ丘地内の特別高压送電線化の保安確保のため、接近木237本の伐採等による立木売却収入3万6,000円を計上いたしました。

歳出では、この立木売却収入相当分を川下入会集団に収益補償金としての支払額で3万7,000円と、株式配当金と利子収入相当分を小坂財産区財政調整基金積立金として2万3,000円を計上いたしました。

また、歳入歳出の収支の調整を図るため、不用額が見込まれる業務委託料を1万2,000円減額しております。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第38号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第39、議案第39号 平成28年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第39号 平成28年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、資本金収入の既決額5,547万7,000円から1,165万7,000円を減額し、4,382

万円にしようとするものです。

その内容は、細越地区配水管布設がえ工事の完了による起債借入額の変更に伴う1,500万円減額と、尾樽部地区配水管布設がえ工事に対する起債借入額を340万円増額するものであります。また、細越地区配水管布設がえ工事にあわせて実施した消火栓設置も、その完了による精算として、一般会計負担金を5万7,000円減額するものであります。

資本的支出においては、水道事業費用の既決額1億6,540万2,000円から1,422万4,000円減額し、1億5,117万8,000円にしようとするものであります。

内容は、細越地区配水管布設がえ工事、尾樽部地区配水管布設がえ工事、細越地区消火栓新設工事の完了により、配水施設改良費を1,164万円減額するものであります。また、メーター購入の落札価格が予算額より下回ったことにより、営業設備費を258万4,000円減額するものであります。

第3条では、配水施設改良事業の財源となる起債額についてその限度額を調整し、1,160万円を減額して3,340万円としております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第39号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、3月2日午前10時より再開し、一般質問を行います。

散会 午後 3時16分